

2020.02.15-16



戦後最大の労働運動弾圧事件となつた「関西生コン事件」
その現状を知り、国際人権法と労働法からみた問題点を考え
シンポジウムを東京と大阪で連続開催

東京

2月15日（土）

13:30～16:30
田町交通ビル 6Fホール

パネリスト

申惠丰（青山学院大学法学部教授）
毛塚勝利（労働法学研究者・元中央大学教授）
安田浩一（ジャーナリスト）

コーディネート

海渡雄一（弁護士）

大阪

2月16日（日）

13:30～16:30
阿倍野市民学習センター 講堂

パネリスト

吉田美喜夫（立命館大学法学部教授）
申惠丰（青山学院大学法学部教授）
竹信三恵子（ジャーナリスト）

コーディネート

海渡雄一（弁護士）

主催 「関西生コンを支援する会」

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11連合会館 フォーラム平和・環境・人権 気付
電話 03(5289)8222 メール sien.kansai@gmail.com



各界からあいつぎ抗議声明

労働法学者、弁護士、自治体議員ら

労働法学者有志が2019年9月、「組合活動に対する信じがたい刑事弾圧を見過ごすことはできない」とする声明をまとめ、研究者に賛同をよびかけている。

よびかけ人は、浅倉 むつ子（早稲田大学名誉教授）、石田眞（早稲田大学名誉教授）、緒方桂子（南山大学教授）、毛塚勝利（労働法学研究者）、島田陽一（早稲田大学教授）、道幸哲也（北海道大学名誉教授）、西谷敏（大阪市立大学名誉教授）、浜村彰（法政大学教授）、吉田美喜夫（立命館大学名誉教授）、脇田滋（龍谷大学名誉教授）、和田肇（名古屋大学名誉教授）ら歴代の労働法学会代表理事経験者をはじめとする23人の労働法学者。

このほか、全国各地の弁護士129人連名の抗議声明（19年9月）、全国労働安全衛生センター総会声明（同）、自治体議員124人の抗議声明（同年11月）などが出されている。

→各声明の全文は全日建のホームページに掲載（「連帯ユニオン中央本部」で検索）

「信じがたい刑事弾圧を見過ごすことはできない」

——労働者の労働条件の改善を求める行為や法令無視による不公正な競争を防止しようとする組合活動が、当該組合活動の正当性を判断されることもなく、違法行為とされ刑事処罰されるならば、憲法28条の労働基本権保障も、労働組合法による組合活動保障も絵に描いた餅になってしまいます。

——警察・検察当局の憲法を無視した恣意的な法執行に強く抗議するとともに、戦後積み上げられてきた組合活動保障を意図的に無視するものとして重大な懸念を表明するものです。

——警察官や検察官には、憲法遵守義務を負っている公務員として、憲法28条の団結権・団体行動権の保障、その確認としての労組法1条2項の組合活動の刑事免責を踏まえて、適正な法執行に努めることを強く求めるとともに、裁判官には、労組法上の適格組合に対して、“反社会的集団”との予断をもつことなく、組合活動の正当性の有無を真摯に判断することを求めます。



労働法学者有志による記者会見(12月9日、厚生労働省)

労働法学者有志の声明(抜粋)